



## 回覧

自治会員の皆さまへ

### 令和5年度赤い羽根共同募金へのご協力をお願い

赤い羽根共同募金につきましては、あたたかいご理解とご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

赤い羽根共同募金は、社会福祉法第112条に基づき、10月1日から全国いっせいに行われる市民の皆さまが主体の募金運動です。

皆さまからお寄せいただいた募金は、福祉施設の整備や福祉団体の活動に役立てられるほか、高齢者、障害者、子ども、生活にお困りの方への支援など身近な地域福祉活動に使われています。

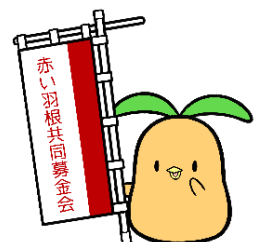
また、頻発する災害時の活動支援や新型コロナウイルス感染の影響が続く中でも人のつながりをたやさないための支援など、皆様の善意が多様なところで役立てられます。

「つながりをたやさない社会づくり」のため、本年も皆様のあたたかいご協力をよろしく申し上げます。

※ご協力の目安額として一世帯400円程度でお願いしております。

(全体目標額：9,650,000円、うち自治会様より7,330,000円)

# 赤い羽根共同募金





# 回覧

## 自治会員の皆さま

共同募金運動につきましては、毎年格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年も共同募金運動の一環として、新たな年を迎える時期に支援を必要としている人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、歳末たすけあい募金運動を実施いたします。

つきましては、この運動の趣旨をご理解いただき、何分のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○ご協力の目安額として一世帯100円程度でお願いしております  
(全体目標額：3,800,000円、うち自治会様より3,657,000円)

### 令和5年度歳末たすけあい募金助成計画 募金目標額 3,800,000円

#### 助成先(内訳)

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ① 生活困窮世帯        | ⑥ 生活困窮者支援       |
| ② 養護老人ホーム入所者    | ⑦ 交通遺児世帯        |
| ③ 障害福祉サービス事業所等  | ⑧ 子どもに関する事業への支援 |
| ④ グループホーム等      | ⑨ 年末配食サービス      |
| ⑤ 児童養護施設・乳児院入所児 | ⑩ 事務経費等         |

#### ※①生活困窮世帯

低所得世帯で、日頃より民生委員・児童委員への相談を通じ自立生活に努めている世帯への支援。  
(生活保護世帯を除く)

#### ②～⑤の各福祉施設

経済的理由により居宅生活が困難な高齢入所者の支援、障害者福祉サービス事業所・グループホーム等のクリスマス会など行事経費の支援、養護を要する施設入所児の支援。

#### ⑥生活困窮者支援

生活困窮者自立支援機関との連携による低所得者等に対するの食料等の支援。

#### ⑦交通遺児世帯

交通事故で保護者を失った遺児のいる世帯への支援。

#### ⑧子どもに関する事業への支援

子ども食堂運営主体に対する支援。

#### ⑨年末配食サービス

高齢・障害等で食事の調達が困難な世帯へ、おせち料理をお届け。

#### ⑩事務経費等

助成金配分に要する現金書留の郵送料等。